

# 福岡市科学館特定事業

## 募 集 要 項

平成27年7月7日  
(平成27年8月6日修正版)

福 岡 市

## 目 次

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| <b>I 事業概要</b>               | <b>1</b>  |
| 1 事業名称                      | 1         |
| 2 公共施設の管理者                  | 1         |
| 3 本事業の目的                    | 1         |
| 4 本事業の基本理念（本施設の目標像）         | 1         |
| 5 事業の内容                     | 2         |
| <b>II 応募者に関する条件</b>         | <b>5</b>  |
| 1 応募者の構成                    | 5         |
| 2 応募者の備えるべき参加資格要件           | 6         |
| <b>III 事業者の募集及び選定に関する事項</b> | <b>10</b> |
| 1 募集及び選定方法                  | 10        |
| 2 募集及び選定スケジュール              | 10        |
| <b>IV 応募に関する事項</b>          | <b>11</b> |
| 1 応募手続き                     | 11        |
| 2 応募に関する留意事項                | 12        |
| 3 予定価格                      | 14        |
| 4 苦情の申し立て                   | 14        |
| <b>V 優先交渉権者の決定</b>          | <b>15</b> |
| 1 優先交渉権者の決定                 | 15        |
| 2 審査結果の通知                   | 15        |
| 3 審査結果等の公表                  | 15        |
| <b>VI 提案に関する条件</b>          | <b>16</b> |
| 1 施設要件等                     | 16        |
| 2 事業者が行う業務                  | 16        |
| 3 業務の委託                     | 17        |
| 4 事業者の収入                    | 17        |
| 5 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視    | 18        |
| 6 指定管理者の指定                  | 18        |
| 7 保険                        | 18        |
| 8 市と事業者の責任分担                | 18        |
| 9 財務書類の提出                   | 18        |
| <b>VII 契約に関する事項</b>         | <b>19</b> |
| 1 契約手続き                     | 19        |
| 2 事業契約の概要                   | 19        |
| 3 契約金額                      | 19        |
| 4 契約の保証                     | 19        |

|            |                                |           |
|------------|--------------------------------|-----------|
| 5          | S P C の設立 .....                | 19        |
| 6          | 事業者の事業契約上の地位.....              | 20        |
| 7          | 融資金融機関との協議.....                | 20        |
| <b>VII</b> | <b>その他 .....</b>               | <b>21</b> |
| 1          | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援..... | 21        |
| 2          | 事業の継続が困難となった場合における措置.....      | 21        |
| 3          | 情報公開及び情報提供.....                | 21        |
| 4          | 公募手続きに関する問い合わせ.....            | 21        |

この募集要項は、福岡市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき特定事業として選定した福岡市科学館特定事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

応募者は、募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、公募に参加するものとする。

なお、募集要項等と実施方針、実施方針等に関する質問書・意見書に対する回答（平成 27 年 4 月 24 日公表）、事業契約書（案）等に関する質問書・意見書に対する回答（平成 27 年 6 月 30 日公表）並びに対面対話記録概要（平成 27 年 6 月 9 日公表）に相違のある場合は、募集要項等の規定が優先する。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

## I 事業概要

### 1 事業名称

福岡市科学館特定事業

### 2 公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

### 3 本事業の目的

本事業は、子どもたちを始め市民が科学を体験し、楽しむことを通じて、自由かつ自発的に学習することを支援するとともに、福岡の人及び資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成することにより、市民の文化教養の向上に寄与するため、福岡市科学館（以下「本施設」という。）を福岡市中央区六本松四丁目に設置するものである。

### 4 本事業の基本理念（本施設の目標像）

#### （１）子どもたちが体験し、楽しむことで、自由に、自発的に学べる科学館

学校や家庭とは違ったアプローチで学べる展示により、科学館ならではの自由な体験や学びをもたらす「フリーチョイスラーニング（※）」の場として、子どもたちがそれぞれの興味・関心に応じて体験し、楽しむことで、自由に学べ、自発的な気づきや学習ができる場とする。

※フリーチョイスラーニング:学校のような公式的、正統的な学び(フォーマル・ラーニング)に対比して、博物館などの「学校外での学び」をインフォーマル・ラーニング(非形式的な学び)、フリーチョイス・ラーニング(自由選択の学び)と呼ぶ。

#### （２）福岡の人や資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成する科学館

福岡の人、モノ、コトなど、様々な資源を活用して、福岡の特色や優れたところを伝え、子どもたちや市民が福岡に愛着を持ち、福岡のことを誇らしく感じ、福岡の将来を支える大人となるためのきっかけの場となる、福岡らしい、福岡ならではの科学館とする。

### (3) 子どもたちと双方向に関わり、交流し、みんなで育てる科学館

科学館と市民が双方向的に関わり、交流しながら様々な事業活動を展開することを重視し、身体を使い五感を通して学ぶ展示（インタラクティブ展示（※）、ハンズオン展示（※））や実演等による演示、幅広い体験学習プログラムなど、参加・体験性の高い様々な活動を展開することで、楽しく学べる場とする。

また、整備段階から開館後の運営まで、子どもたちや市民が施設・展示づくり等に参画し、職員とともに活動することで愛着を持つことができ、二世帯、三世帯にわたってリピーター、ひいては科学館ファンとなってもらえる科学館とする。

※インタラクティブ展示: 展示物が一方的に情報を提供するというのではなく、人の動作に反応したり、何らかの変化が起きたりする展示手法。

※ハンズオン展示: 展示物に実際に手を触れ、直接操作し、楽しむことによって、興味や探求心を刺激し、理解を深めることを目的とする展示手法。

### (4) 評価・改善により、いつ来ても新鮮で、いつ来ても楽しめる科学館

子どもたちや市民の意見・ニーズを積極的に聞くことにより、自らの活動等を点検・評価（自己評価・外部評価等）する仕組みを整え、その結果を踏まえた展示更新や学習プログラム開発等を常に行っていくことにより、目まぐるしく進歩する科学技術の「いま」と出会うことができ、何度来ても新しい発見・学びや楽しみがある科学館、持続的に変化・成長する科学館を目指す。

## 5 事業の内容

### (1) 施設概要

本施設の概要は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

・所在地：福岡市中央区六本松四丁目 300 番 15

※九州大学六本松キャンパス跡地北側ゾーン東街区内の複合ビル 3 階～7 階部分

・規模：約 10,150 m<sup>2</sup>（専有面積：約 8,300 m<sup>2</sup>、共用面積：約 1,850 m<sup>2</sup>）

### (2) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の内装及び展示等に関する設計及び施工を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）により実施する。

### (3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 44 年 9 月 30 日までとする。

### (4) 業務の範囲

事業者が行う業務は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

#### ① 初期整備業務

ア 内装及び展示に関する設計及びその関連業務

イ 内装及び展示に関する施工及びその関連業務

ウ 工事監理及び各種申請業務

- エ 移動天文車・移動科学館車整備業務
- オ 什器・備品等の調達・保管・設置業務

## ② 開業準備業務

- ア 事前広報業務
- イ 少年科学文化会館機能の補完業務
- ウ 維持管理・運営業務の事前準備業務
- エ 開業準備期間中における人材育成、ネットワーク形成事業に関する業務
- オ 開館式典等開催業務
- オ 開業準備期間中の維持管理業務
- カ ロボスクエア統合に伴う引継業務

## ③ 維持管理業務

- ア 内装保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 特殊機材・展示物等保守管理業務
- エ 什器・備品等保守管理業務
- オ 清掃業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 警備業務
- ク 業務用車両維持管理業務

## ④ 運営業務

- ア 基幹業務に関する業務
  - (ア) 展示事業（基本展示、企画展示）に関する業務
  - (イ) ドームシアター（プラネタリウム）事業に関する業務
  - (ウ) その他教育普及事業に関する業務
  - (エ) 交流事業に関する業務
  - (オ) 人材育成、ネットワーク形成事業に関する業務
  - (カ) 調査研究事業に関する業務
  - (キ) 科学館諸室貸出管理業務
  - (ク) 舞台設備等保守管理業務
  - (ケ) 科学館主催事業の企画実施業務
  - (コ) 企業出展ブース運営業務
- イ その他管理業務に関する業務
  - (ア) 利用者対応業務
  - (イ) 利用料徴収業務
  - (ウ) 事業改善業務
  - (エ) 関係機関等との協議・調整業務
  - (オ) 事業期間終了時の引継業務

ウ 自主事業に関する業務

(ア) 必須の自主事業

(イ) 任意の自主事業

**(5) 事業スケジュール（予定）**

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 事業契約の締結 平成 28 年 3 月
- 事業期間 事業契約締結日～平成 44 年 9 月 30 日
  - ・設計・施工期間 事業契約締結日～平成 29 年 9 月 30 日（予定）までの事業者提案日
  - ・開業準備期間 事業契約締結以降の事業者提案日～平成 29 年 9 月 30 日（予定）
  - ・供用開始日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）
  - ・維持管理・運営期間 平成 29 年 10 月 1 日（予定）～平成 44 年 9 月 30 日

## Ⅱ 応募者に関する条件

### 1 応募者の構成

#### (1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

|      |                                                      |
|------|------------------------------------------------------|
| 構成員  | 応募者を構成する法人で、S P Cに出資を行う法人                            |
| 協力企業 | 応募者を構成する法人で、業務の一部をS P Cから直接受託・請負するが、S P Cには出資を行わない法人 |

また、優先交渉権者となった応募者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立しなければならない。

なお、運營業務以外の業務を行う応募者の構成員又は協力企業のうち、設計業務、工事監理業務、施工業務、維持管理業務の各業種 1 社以上は必ず、福岡市内に本店を持つ企業であること。

#### (2) 構成員等の明示等

応募者は、参加表明書（様式 1－2）において、全ての構成員及び協力企業を明示しなければならない。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる 1 法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

なお、組合等の法人格で本事業の公募に参加する場合には、あらかじめ組合員の了解を得て、他の応募者の構成員及び協力企業になっていないことを明らかにしなければならない。

#### (3) 複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と施工業務（展示制作を除く）を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者を行い、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

#### (4) 複数応募の禁止

- ① 構成員及び協力企業（組合等の法人格で本事業に参画する場合は、その法人格を構成する全ての会員企業）は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。
- ② 各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。
- ③ 市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

## （５）構成員等の変更及び追加

参加表明及び参加資格審査に関する提出書類（以下「参加資格審査書類」という。）の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）以降の代表企業、構成員及び協力企業の変更及び追加は、２（３）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

## ２ 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について事業者検討委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

### （１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 最近 2 年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近 2 年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 募集要項等公表日から優先交渉権者の決定までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当している者でないこと。
- ⑥ 措置要領別表第 3 に該当する者でないこと。
- ⑦ 本事業に関連するアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
  - ・株式会社 日建設計総合研究所
  - ・株式会社 日建スペースデザイン
  - ・株式会社 日建設計コンストラクション・マネジメント
  - ・設計事務所 リブデザイン
  - ・株式会社 トーホー設備設計
  - ・ベーカー&マッケンジー法律事務所
  - ・ビヨンド総合会計事務所
- ⑧ 本施設が入居する建物所有者である九州旅客鉄道株式会社又は当該企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。また、建物所有者から設計業務を受託している株式会社山下設計又は当該企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ⑨ 事業者検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

## （２）個別の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち設計業務、工事監理業務、施工業務及び運営業務の各業務を実施する者は、それぞれ以下に掲げる要件を満たすこと。

### ① 設計業務を行う者

設計業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については全ての企業で該当し、イ、ウ及びエの要件は必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。また、オの要件については 1 社以上が該当すること。

ア 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計、設備設計のいずれか）」に登載されていること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登載されていること。

エ 平成 15 年 4 月以降に完了した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設（展示面積 1,000 ㎡以上）の展示設計（※）実績（実施設計）を有すること。

※展示設計とは、展示内容、演出手法、設備計画の検討を行うとともに、当該展示スペースの整備に必要なとなる設計図書の作成等を行うことをいい、基本的に建物本体の建築設計のみを行う場合を含まない。

オ 平成 15 年 4 月以降に完了した 300 席以上のホール・劇場を有する施設の設計実績（実施設計）を有すること。

### ② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については全ての企業で該当し、イ及びウの要件は必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。また、エの要件については 1 社以上が該当すること。

ア 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計、設備設計のいずれか）」に登載されていること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登載されていること。

エ 平成 15 年 4 月以降に完了した 300 席以上のホール・劇場を有する施設の工事監理実績を有すること。

### ③ 施工業務を行う者

施工業務を実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ただし、複数の企業で実施する場合は、以下に示すア、イ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、エの要件は、1 社以上が該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（工事）」に登載されていること。

ウ 上記アの建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

| 建設工事の種類 | 総合評定値   |
|---------|---------|
| 建築一式工事  | 900 点以上 |
| 電気工事    | 820 点以上 |
| 管工事     | 800 点以上 |
| 上記以外の工事 | —       |

エ 平成 15 年 4 月以降に竣工（リニューアル工事の場合は工事完了）した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設（展示面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）の展示施工（※）実績を有すること。

※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

### ④ 運営業務を行う者

運営業務を実施する者は、以下に示す要件について、1 社以上が該当すること。

ア 平成 15 年 4 月以降に竣工（リニューアル工事の場合は工事完了）した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設（展示面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）の 1 年以上の運営業務実績を有すること。

## （３）参加資格の喪失

応募者の構成員又は協力企業が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合において記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

### ① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、

応募者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで応募者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本実施方針に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

**② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合**

上記①と同様とする（なお、「提案審査書類の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

### Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 募集及び選定方法

本事業では、初期整備、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、提案価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価するものとする。

なお、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行う。

#### 2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

| 日 程              | スケジュール            |
|------------------|-------------------|
| 平成 27 年 7 月 7 日  | 募集要項等の公表          |
| 平成 27 年 7 月 21 日 | 募集要項等に関する質問受付締切   |
| 平成 27 年 8 月 6 日  | 募集要項等に関する質問に対する回答 |
| 平成 27 年 8 月 12 日 | 参加資格審査書類の受付締切     |
| 平成 27 年 8 月 20 日 | 参加資格審査結果の通知       |
| 平成 27 年 9 月 10 日 | 提案審査書類の受付締切       |
| 平成 27 年 10 月中旬   | 優先交渉権者の決定・公表      |
| 平成 27 年 10 月下旬   | 基本協定締結            |
| 平成 28 年 1 月      | 仮契約の締結            |
| 平成 28 年 3 月      | 事業本契約締結           |

## IV 応募に関する事項

### 1 応募手続き

#### (1) 募集に際して公表する書類等

募集に際して公表する書類は、本募集要項とともに市ホームページにより公表を行うものとする。ただし、提案提出用に加工できる各階平面図・断面図のCADデータ及び建物本体工事図面については、別紙「福岡市科学館の図面データの提供について」による申請により、募集要項の公表以降、配付を行う。

#### (2) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

##### ① 受付期限

平成 27 年 7 月 21 日（火）午後 5 時まで

##### ② 提出先

福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当

##### ③ 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式－1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

#### (3) 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答を平成 27 年 8 月 6 日（木）までに市ホームページにおいて公表する。

#### (4) 参加資格審査書類の受付

応募者は、様式集に示す「参加表明及び参加資格審査時の提出書類」（様式 1－1 から様式 1－11 まで、及び添付資料）を以下のとおり提出すること。

##### ① 受付期限

平成 27 年 8 月 12 日（水）午後 5 時まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

##### ② 提出先

福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当

##### ③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

#### (5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を平成 27 年 8 月 20 日（木）までに代表企業に対して通知する。

#### (6) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

① 受付期限

平成 27 年 8 月 25 日（火）午後 5 時まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

② 提出先

福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

（7）参加資格がないと認めた理由の回答

市は、上記（5）に係る回答を平成 27 年 8 月 31 日（月）までに代表企業に対して行う。

（8）応募を辞退する場合

参加資格が確認された応募者が応募を辞退する場合は、提案審査書類提出日の前日までに参加辞退届（様式 2－1）を福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当に提出すること。

（9）提案審査書類の受付

応募者は、様式集に記載する「提案審査時の提出書類」（以下「提案審査書類」という。）を以下のとおり提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、提案審査書類は受け付けない。

① 受付期限

平成 27 年 9 月 10 日（木）午後 3 時

② 提出先

福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当

③ 提出方法

持参により提出すること。

（10）ヒアリング等

市は、応募者に対し、平成 27 年 9 月下旬～10 月中旬頃（予定）にかけて、提案審査書類の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 応募に関する留意事項

（1）募集要項等の承諾

応募者は、提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

**(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻**

応募に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

**(4) 著作権**

提案審査書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等を必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議の上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

**(5) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

**(6) 提案審査書類の取扱い**

提出された提案審査書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

**(7) 市からの提示資料の取扱い**

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

**(8) 公募手続の中止等**

天災地変等やむを得ない理由により、公募手続の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者の連合の疑い、不正不穏行動等により公募手続を公正に執行できないと認められるときには、公募手続の執行を延期し、又は取りやめることがある。

**(9) 応募無効に関する事項**

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者決定後において、当該優先交渉権者が無効の応募を行っていたことが判明した場合には、優先交渉権者決定を取り消す。

- ① 応募者に必要な資格のない者が応募したもの
- ② 提案審査書類が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 同一の応募者から2通以上の提案審査書類が出されたもの
- ④ 提案審査書類に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 応募者が明らかに協定して応募し、その他応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑦ その他公募手続に関する条件に違反したもの

**(10) その他**

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

**3 予定価格**

本事業の予定価格は、10,368,000 千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、11,148,558 千円を超えないこと。

**4 苦情の申し立て**

本事業の公募手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成 27 年 2 月 26 日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第 1 号）」により、市に対して苦情を申し立てることができる。

## **V 優先交渉権者の決定**

### **1 優先交渉権者の決定**

- (1) 審査は、優先交渉権者決定基準に従い参加資格審査及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は優先交渉権者決定基準に示す。
- (2) 提案審査のうち性能審査及び価格審査については、事業者検討委員会が審査を行い、最優秀提案を選定する。
- (3) 市は、事業者検討委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### **2 審査結果の通知**

審査結果は、優先交渉権者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

### **3 審査結果等の公表**

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

## VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案審査書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 施設要件等

#### (1) 本施設の整備条件

本施設は、九州旅客鉄道株式会社が整備する予定の複合ビルの一部を市が賃借し、当該賃借部分に整備する。複合ビルの概要は次のとおりである。

|       |                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 所在地   | 福岡市中央区六本松四丁目 300 番 15<br>(九州大学六本松キャンパス跡地北側ゾーン東街区区内)                    |
| 主な用途  | 科学館、法科大学院、商業施設、住宅型有料老人ホーム、駐車場                                          |
| 構造規模  | (A棟) S 造、地下 1 階・地上 7 階 (本施設入居)<br>(B棟) RC 造、地上 13 階<br>(C棟) S 造、地上 4 階 |
| 敷地面積  | 9,946.20 m <sup>2</sup>                                                |
| 建築面積  | 約 6,300.00 m <sup>2</sup>                                              |
| 総延床面積 | 約 37,000.00 m <sup>2</sup>                                             |

#### (2) 施設要件

本施設の概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書を参考のこと。

| 区分  |     | 諸室                                                               |
|-----|-----|------------------------------------------------------------------|
| 3 階 | 専有部 | エントランスホール、企画展示室、情報ライブラリー 等                                       |
|     | 共用部 | EV、ESC、階段、トイレ 等                                                  |
| 4 階 | 専有部 | オリエンテーション室、実験室 (3 室)、準備室、企業出展ブース、書庫、事務諸室 (事務室、館長室、会議室、療養室等)、倉庫 等 |
|     | 共用部 | EV、ESC、階段、トイレ 等                                                  |
| 5 階 | 専有部 | 基本展示室、サイエンスショーステージ、オープンラボ、ミュージアムショップ、専有部トイレ 等                    |
|     | 共用部 | EV、ESC、階段、トイレ 等                                                  |
| 6 階 | 専有部 | サイエンスホール、ドームシアター (プラネタリウム)、専有部トイレ、倉庫 等                           |
|     | 共用部 | EV、ESC、階段、トイレ 等                                                  |
| 7 階 | 専有部 | 調整室                                                              |

### 2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I 5 (4) 業務の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

### 3 業務の委託

事業者は、提案審査書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、提案審査書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

### 4 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

#### (1) 市からのサービス対価

市は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入費を支払う。サービス購入費の構成は次のとおりである。

なお、支払方法、支払時期等の詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

##### ① 初期整備に係る対価

本施設の初期整備業務に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により支払う。

##### ② 開業準備に係る対価

本施設の開業準備業務に要する費用で、事業契約において予め定める額を、開業準備期間中、各年度四半期ごとに支払う。

##### ③ 維持管理・運営に係る対価

本施設の維持管理・運営業務に要する費用のうち、光熱水費を除く部分で、事業者の提案金額を基に、事業契約に定める額を市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払う。

##### ④ 光熱水費に係る対価

本施設の維持管理・運営業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する額で、事業者の提案金額を基に、事業契約に定める額を市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払う。

#### (2) 利用者から得る収入

##### ① 利用者から得る利用料金収入

利用料金収入は、基本展示室観覧料、ドームシアター（プラネタリウム）観覧料、サイエンスホール及びドームシアター（プラネタリウム）貸出利用料金である。

※市は、事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金制度を導入することを予定している。その場合の利用料金については、市が条例で定める利用料金額を上限として、

市の承認を得て指定管理者が定めることを予定している。

**② 必須の自主事業により得られる収入**

必須の自主事業の実施により得る収入とする。

**③ 任意の自主事業により得られる収入**

任意の自主事業の実施により得る収入とする。

**5 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視**

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

**6 指定管理者の指定**

市は、本施設を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による「公の施設」とし、本施設の維持管理業務及び運営業務にあたっては、本施設に係る設置条例の定めるところにより所定の手続きを経て、平成 28 年度中に開催される議会において事業者を指定管理者として指定する予定である。

**7 保険**

事業契約書（案）を参照すること。

**8 市と事業者の責任分担**

**（１）基本的考え方**

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

**（２）予想されるリスクと責任分担**

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

**9 財務書類の提出**

事業者は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

## **VII 契約に関する事項**

### **1 契約手続き**

- (1) 市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。
- (2) 市は、優先交渉権者が本事業を実施するために設立したＳＰＣと、基本協定に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が平成 28 年福岡市議会第 1 回定例会の議決を経た場合に本契約となる。
- (4) 指定管理者の指定に関する議案は、平成 28 年福岡市議会第 5 回定例会に提出する予定である。
- (5) 応募者の構成員又は協力企業が、優先交渉権者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。
- (6) 優先交渉権者と上記の契約が締結できない場合、提案価格の範囲内で次点者と契約交渉を行う。

### **2 事業契約の概要**

事業契約において、事業者が遂行すべき初期整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

### **3 契約金額**

契約金額は、提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

### **4 契約の保証**

事業契約書（案）を参照すること。

### **5 ＳＰＣの設立**

- (1) ＳＰＣは、福岡市内に設立するものとする。
- (2) ＳＰＣは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 構成員全体的出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。

- (4) 構成員以外の者がS P Cの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

## 6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、構成員等が保有するS P Cの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

## 7 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

## VIII その他

### 1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

(1) 財政上及び金融上の提案については、応募者が自らのリスクで実行することとする。

(2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

(3) 本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。なお、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせること。

### 2 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定める。

### 3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

### 4 公募手続きに関する問い合わせ

場 所 福岡市こども未来局こども部 青少年施設検討担当

住 所 〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

電 話 092-711-4482

F A X 092-733-5534

E-mail s-shisetsu.CB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市ホームページアドレス

[http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/s-shisetsu/shisei/syobunseibi\\_2.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/s-shisetsu/shisei/syobunseibi_2.html)